

(3) 個別支援計画の充実・具体化の取組み

避難行動要支援者一人ひとりの個別支援計画策定

(御井校区でのモデル実施)

自宅から指定避難所まで距離があるが移動手段が無い場合、避難が困難で災害時に心配な高齢者のみ世帯のご夫婦がいると地域の方からの相談を受け、当事者、地域の避難支援等関係者と行政、専門機関等が連携して避難行動要支援者の個別支援計画（災害時ケアプラン（仮称））策定に取り組みました。

◆参加者

- ☆避難行動要支援者ご本人
(ご本人とその夫の高齢者のみの世帯)
- 市（地域福祉課）、市社会福祉協議会
- 自治会、民生委員・児童委員、
- ふれあいの会、ケアマネジャー



当事者の方と一緒にアセスメント

◆内容

- ①自分たちの住んでいる地区の災害の特性を確認
(土砂・浸水被害の危険のある地区か?)
- ②自身の身体の状態や生活状況を確認し、支援者と情報を共有
(日常生活で介助が必要な場面やサービス利用状況など)
- ③自分たちには災害に備えてどんな備えが必要なのかを確認
(持ち出し品の確認、移動手段の確保、緊急時の連絡手段の確認など)
- ④地域の方たちにお願ひしたい支援について具体化
- ⑤地域、専門機関、行政みんなで支援できることについて
ご本人たちを交えて意見を出し合い、支援につなげていきました。

避難する時に、家族だけでは移動が大変。
地域の方に手伝ってもらえないかな?



指定避難所までは遠いから、もっと近くにある隣の自治会の公民館などに避難させてもらえないか、隣の自治会長さんに相談してみよう!



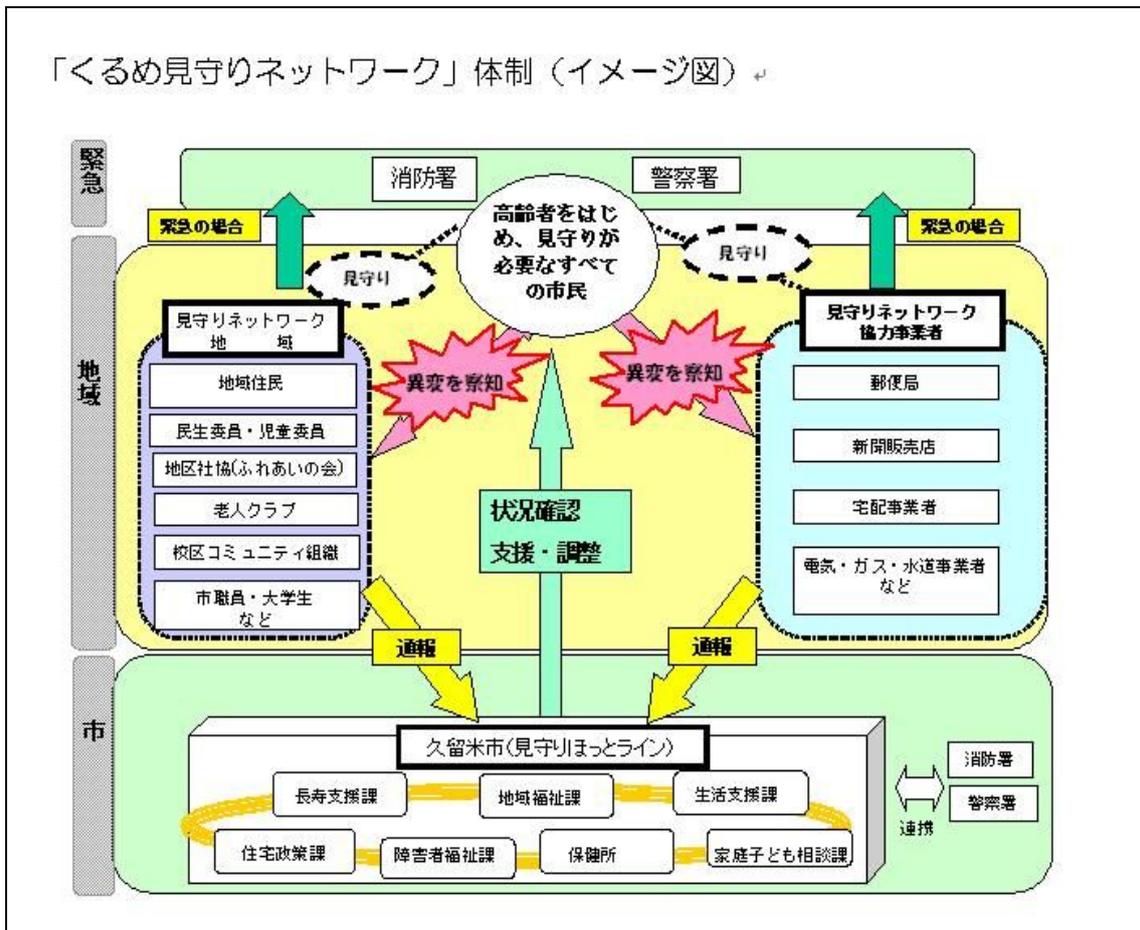
トピックス

～日ごろの見守りへの活用～見守りネットワークの取り組み

見守りネットワークの概要

見守りネットワークでは、地域、事業者、行政が協力し、日常の活動や業務の中で、「普段は必ず取られるお弁当や新聞が取られていない」、「夜も昼も電気がついて、テレビの音がするが呼び鈴を押しても出てこない」などの異変に気づいた場合に、市が開設している「くるめ見守りほっとライン」に通報します。

「くるめ見守りネットワーク」体制（イメージ図）



通報を受けた市（地域福祉課）は、市の関係部局や消防署、警察署、民生委員・児童委員等と連携し、安否確認や必要な支援を行っています。

自宅で倒れた方が、避難行動要支援者名簿にご登録いただいていたため、ご家族への連絡、救助が速やかに行われ、命が助かったケースがあります。

くるめ見守りほっとライン
0942-30-9339（24時間365日受付中）